

レクリエーション行事安全対策の一環として

レクリエーション傷害保険のご案内

運動会・野球大会・バレーボール大会など、レクリエーションは楽しいものです。でも、万一参加者がケガをしたら……。主催者の皆さまには、いろいろとご苦労も多いことと存じます。当社は皆さまのレクリエーション行事をより楽しいものにしていただくことを願って、この保険を企画させていただきました。

この保険の仕組み

この保険はレクリエーション行事主催者が保険契約者となり、レクリエーション行事参加者を一括してご契約いただく仕組みをとっております。

レクリエーション行事に参加する方全員を被保険者（補償の対象となる方）とし、それらの方が行事参加中に被る傷害（「ケガ」といいます）のみを補償する団体契約となります。

この保険の内容

この保険はレクリエーション行事参加者がレクリエーション行事参加中に万一ケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- 例えば ●運動会で転倒し、骨折した。
●野球大会でボールが頭にあたり、大ケガをした。
●バレーボール大会でレシーブに失敗し、骨折した。

- 注1. 「レクリエーション行事参加中」とは、レクリエーション行事に参加するため所定の場所に集合したときから、所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。なお、往復途上のケガは、参加者が住居を出発する前に既に参加者名が名簿等で確定しており、かつ行事開催日および場所が活動計画表により確定している場合に限ってお支払いの対象とすることができます（往復途上のケガをお支払いの対象とするためには、特約をセットする必要がありますので、ご契約時にお申し出ください）。
- 注2. 宿泊（車中泊を含む）を前提とする行事（キャンプ、合宿等）の場合、この保険ではお引き受けできません。国内旅行傷害保険などをご利用ください。
- 注3. 参加者の本来の職業または興行として行われる行事や専修学校、各種学校、または職業訓練校の講義、実習、演習、実技等として行われる行事は、この保険ではお引き受けできません。

ご契約方法

この保険のご契約方法は次のとおりです。

- 行事参加者の確認方法(名簿等)と参加予定人数をお知らせください(行事参加者が名簿等で把握できることが必要です)。参加者全員が被保険者(補償の対象となる方)となります。ただし、参加者が1日(1回)20名以上いることが条件です(開催日数が2日以上の場合は1日あたりの平均参加人数が20名以上)。
- 参加者全員が同一の保険金額(ご契約金額)となります。
- ご契約の方式は次の2つがあります。

(1)「行事開催日が1日でご契約時に行事開催日、行事参加者人数が確定している」場合

行事種目、参加者数、開催日*を保険申込書に記入いただき、ご契約時に参加人数分の保険料の全額を払い込みいただきます。
※悪天候等により行事が順延となったときでも、その順延日が当初の開催日から1か月以内であれば、保険期間(ご契約期間)がその順延された開催日に自動的に変更されます。

(2)「行事開催日が1日でご契約時に行事参加者人数が確定していない場合」や「行事開催日が2日以上」の場合

ご契約時に、次の暫定保険料を払い込みいただき、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただきます。また、別途約定する通知日に行事実施状況を通知書により報告していただきます。

イ. 毎月報告・毎月精算の場合…ご契約時、特約期間(保険期間)中の見込人数相当分の保険料の1か月分以上を払い込みいただきます。

ロ. 毎月報告・一括精算の場合…ご契約時、特約期間(保険期間)中の見込人数相当分の保険料を払い込みいただきます。

ハ. 一括報告・一括精算の場合…ご契約時、特約期間(保険期間)中の見込人数相当分の保険料を払い込みいただきます。ただし、特約期間(保険期間)1か月以下の契約に限ります。

なお、一定の条件^{※1}に合致した場合には「保険料確定特約(包括契約特約用)」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。その場合には、下記の事項をご確認いただき、保険料の確定精算省略に関する同意書および告知に関する書類をご提出いただきますようお願いいたします。

※1「保険期間1年で毎月報告・一括精算の契約」で、「ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の実績に基づいて保険料を算出すること」および「人数に著しい変動のあることがあらかじめ予想されていないこと」がセットできる条件となります。

〈ご注意いただきたい事項〉

- ① 保険期間中に「保険料確定特約(包括契約特約用)」をセットしない方式に変更することはできません。
- ② 保険申込書など提出いただく書類のなかで、「保険料算出の基礎」欄には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の行事参加者人数を申告(記入)ください。^{※2}
※2 申告いただいた行事参加者人数を立証できる書類を提出いただく場合があります。
- ③ 保険期間終了時に行事参加者人数が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はいたしません。
- ④ ご契約時に申告いただいた申告書(付属書類を含みます)記載の行事参加者人数等の保険料算出の基礎数値は、ご契約時点で把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の数値に相違ないかご確認ください。
- ⑤ 保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となる見込みがある場合には、「保険料確定特約(包括契約特約用)」は、セットできません。
- ⑥ ご契約が保険期間中に失効または解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。
- ⑦ 「保険料確定特約(包括契約特約用)」をセットした保険契約を解約された場合、「保険料確定特約(包括契約特約用)」をセットしなかった場合に比べて返還保険料が少ない場合があります。
- ⑧ 「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。

レクリエーション行事種目一覧

料 率 適 用 種 目	A 料 率	いちご狩り、いも煮会、いも掘、ウォークラリー、エアロビクスダンス、映画鑑賞、緑日(保育園、幼稚園等主催)、遠足(日帰り)、お神楽(舞台で踊る程度のもの)、お花見、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、海水浴、街頭募金、学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度のもの)、肝だめし、クリスマス会(保育園、幼稚園等主催)、ゲートボール、見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、○○ショー、美術館等)、校庭清掃、こてき隊、ゴムボート遊び(川下りを除く)、ゴルフ、昆虫採集、魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合)、サッカー教室(試合は除く)、潮干狩、史跡巡り、ジャズダンス、柔軟体操、珠算、将棋、水泳(遠泳を含む)、ソフトボール、太極拳、体力テスト、田植え、卓球、町内清掃、釣堀での釣り、テニス、天体観測、ドッジボール、なわとび、ハイキング、花火大会(市販程度の花火)、バドミントン、バードウォッチング、バーベキュー、バレーボール、飯ごうすいさん、美容・健康美体操、フォークダンス、ブラスバンド、プロ野球観戦、ボウリング、盆踊り、ヨガ、ラジオ体操、料理教室 など
	B 料 率	アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)、ウインドサーフィン教習、運動会、駅伝、観光河川下り、キャンプ(日帰り)、クレ射撃(散弾銃による射出標的の射撃)、剣道、子供みこし(樽製、紙製)、自転車遅乗り競争、重量挙げ、乗馬(ポニー、ろば等を含む)、水球、スケート、釣り(磯釣り・船上での釣り・船を使用して釣り場に行き行うものは除く)、軟式野球(準硬式を含む)、納涼船、ハンドボール、バスケットボール、パレード(自動二輪、原付自転車、自転車搭乗による)、フェンシング、防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、ボディービル、マラソン、野球教室(実技を伴う場合)、ヨット教室、ライフル射撃(ライフル銃による固定標的の射撃)、ライン下り(観光客を対象とする程度のもの)、陸上競技(短距離、走り幅跳び等) など
	C 料 率	空手、硬式野球、ゴーカート(遊園地にある程度のもの)、祭礼で山車・みこしに参加するもの、サッカー、サーフィン(滑降)、柔道、スキー(登山以外の歩くスキーを含む)、相撲、ボクシング、ボートレース(モーターボートを除く)、ラグビー、レガッタ(手漕ぎボートレースに限る) など

● 上記の表に記載されていない種目についてもご契約できる場合がありますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

お支払いする保険金のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	ケガによる死亡を補償 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
後遺障害保険金	ケガによる後遺障害を補償 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・ うちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（*2） ・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 など ③ 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など
入院保険金	ケガによる入院を補償 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	（*1）テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 （*2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
手術保険金	ケガによる手術を補償 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※1	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限り、なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	ケガによる通院を補償 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合 ※2	通院保険金日額 × 通院日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

※1 手術とは、次の診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。

・ 創傷処置・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非親血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術・歯科診療固有の診療行為

② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）

（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。

（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。

※2 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。

保険金額（ご契約金額）・保険料例

保険金額（ご契約金額）および保険料例は、次のとおりです。

ご契約区分	保 険 料 (1日1名あたり)	補 償 内 容	保険金額（ご契約金額）		
			団体割引が適用できない場合	団体割引5%適用の場合	団体割引10%適用の場合
A 料 率 適用種目 の 場 合	30 ^円	死亡・後遺障害保険金額	5,606千円	6,290千円	6,833千円
		入院保険金日額	3,000 円	3,000 円	3,000 円
		手術保険金	入院中の手術…入院保険金日額の10倍 上記以外の手術…入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,500 円	1,500 円	1,500 円
B 料 率 適用種目 の 場 合	150 ^円	死亡・後遺障害保険金額	—	6,121千円	6,655千円
		入院保険金日額	—	3,000 円	3,000 円
		手術保険金	—	入院中の手術…入院保険金日額の10倍 上記以外の手術…入院保険金日額の5倍	—
		通院保険金日額	—	1,500 円	1,500 円
C 料 率 適用種目 の 場 合	300 ^円	死亡・後遺障害保険金額	—	6,137千円	6,694千円
		入院保険金日額	—	3,000 円	3,000 円
		手術保険金	—	入院中の手術…入院保険金日額の10倍 上記以外の手術…入院保険金日額の5倍	—
		通院保険金日額	—	1,500 円	1,500 円

(注) レクリエーション傷害保険は、20名以上でのお引き受けとなります。

● 参加者の人数により、次のとおり団体割引が適用できます。ただし団体割引を適用する場合は、下記の参加者数と団体最低保険料を充足することが必要です。

使用できる割引率	1日あたり参加者数の条件	団体最低保険料
5 %	20名以上	1,900円
10 %	500名以上	45,000円
15 %	1,000名以上	85,000円
20 %	3,000名以上	240,000円

ご契約例

保険契約者：〇〇町内会 会長 □□ △△

被 保 険 者：〇月〇日の町内会の主催する運動会（B料率）出場者全員200名

保 険 料：1名あたり 150円とすると 150円×200名＝30,000円

参加者が20名以上500名未満、団体最低保険料1,900円を充足しているので、団体割引5%が適用されて補償内容は、

{ 死亡・後遺障害保険金額 6,121千円 }
 { 入院保険金日額 3,000 円 }
 { 通院保険金日額 1,500 円 }

上記以外の設計もできます。代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- 商品の仕組み**
行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険は、被保険者が行事参加中において、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
- 被保険者の範囲**
行事参加者全員、または行事参加者の一部として行事に参加する団体もしくは複数の行事参加団体の行事参加者全員。
- 補償の内容等**
 - ① 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合
中面の「お支払いする保険金のご説明」に主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡された被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。
 - ② セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットする特約をご選択いただけます。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。
- 保険期間（ご契約期間）**
保険期間は行事開催日に合わせてご設定ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。
- 引受条件（保険金額等）**
保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。
・ 保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただきます。
・ 入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で制限があります。

2. 保険料

- ① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、保険申込書をご確認ください。
- ② 1 保険契約の最低保険料は1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。包括

契約等契約時に暫定保険料を領収する保険契約については、解約、ご契約内容の変更、確定精算時等において、最低保険料を適用いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 払込方法

払込方法	概要
一時払	保険料の全額を一括して払い込む方法です。

(注1) 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。
(注2) ご契約内容により、上記以外の払込方法を選択いただける場合があります。

(2) キャッシュレスの払込方法

キャッシュレスの払込方法	概要
クレジットカード払※1	当社の指定するクレジットカード※2によって払い込む方法です。

(注) ご契約内容によりご利用いただけない場合があります。
※1 ご契約のお申込みを、所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「保険料クレジットカード払特約」をセットしてご利用いただけます。
※2 保険契約者が法人の場合は法人カード、または、その法人が法人カードを作成していない場合は契約締結責任者の個人カードの使用が可能です。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この傷害保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985024

※受付時間[365日24時間]

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808**

※受付時間[平日AM9:15～PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]

※通話料はお客さまのご負担となります。

※携帯電話からもご利用いただけます。

※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/>

ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「レクリエーション傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険）」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払い込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただく契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます）。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご連絡ください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものととなります。
- 保険契約のお申し込みの際は、保険申込書の項目について正しくご記入ください。
- ご契約の後に次のようなことが発生したときは、ただちにご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

- ・ 保険契約者が住所または連絡先を変更されたとき
- 万一事故が発生した場合は、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者による保険契約の解約請求について
被保険者が保険契約者以外の方である場合において、この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合などには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。



このパンフレットは環境に配慮した印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お申込先

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101（大代表）

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>